

令和2年3月30日

実習実施者 各位
監理団体 代表者 各位

外国人技能実習機構

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年法務省・厚生労働省令第2号）の施行について

日頃から、技能実習制度の適正な運営について御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年法務省・厚生労働省令第2号）が本年4月1日から施行されることに伴い、技能実習計画の認定申請について下記の内容が変更となります。

なお、詳細につきましては「技能実習制度運用要領」にて今後速やかにお示しすることとしておりますので御確認をお願いいたします。

記

1 失踪に帰責性のある実習実施者及び監理団体の新規受入れ停止について

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）第12条第1項関係）

企業単独型技能実習の場合は申請者が、団体監理型技能実習の場合は申請者及び監理団体が、過去1年以内に、申請者又は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させていないことを認定の基準として追加する（「過去1年以内」の基準点は技能実習計画の認定時点）。

2 口座振込み等による報酬支払いについて

（規則第14条関係）

技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしていることを認定の基準として追加する。

※本年4月1日以降に受理した計画認定申請については、上記の新たな基準が適用されることから、追加資料の提出をお願いする場合がありますので御留意ください。